



犬の登録と狂犬病注射



15:00~15:40 橋北地区市民センター 駐輪場

犬は生後91日以上になったら、登録を申請し、狂犬病予防注射を行うことが法律で義務付けられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回、必ず受けなければなりません。

- ☞持ち物
1. 登録のある犬のとき
お知らせのハガキ（3月下旬発送予定）と注射費用
 2. 新たに登録する犬のとき・・・注射費用と登録費用
 3. 市外で登録があり、転入登録する犬のとき
前住地で交付された犬鑑札、注射費用



- ☞費用
- | | |
|----|---|
| 注射 | 1頭につき3,200円
(注射料金2,650円+注射済票交付手数料550円) |
| 登録 | 1頭につき3,000円(未登録の場合) |

《問い合わせ先》 四日市市保健所 衛生指導課 TEL 352-0591

身近な場所で医療関係者の話を聞いてみませんか？

医師、歯科医師、薬剤師が講師を務める講演会を開催します！

- 内容 医師、歯科医師、薬剤師が講師を務める講演会を開催します。一度に3人の先生のお話が聞けますので、是非お越しください。
- 四日市医師会 「信頼できる医師を近くで見つけよう」
講師 山中胃腸科病院 淵田 則次さん
- 四日市歯科医師会 「お口の健康は全身の健康と密接に関わります！」
講師 さいとう歯科クリニック 斎藤 政夫さん
- 四日市薬剤師会 「薬の正しい使い方」
講師 藤戸薬局 藤戸 健司さん



➢日時 3月17日(日)午後2時~午後4時

➢場所 総合会館8階 視聴堂室

➢定員 200人

➢参加費 無料 事前申込の必要はありません 市営駐車場(無料)有

《問い合わせ》 四日市市保健所 健康総務課 TEL 354-8281

3月31日(日)

「日曜窓口」開設

四日市市と近隣市町（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、東員町、菰野町）津市、松阪市も同じ日に窓口を開きますので、開設する市町間の転入・転出の手続きは1日で済ますことができます。

四日市市役所の開設場所と内容 開設時間 8:30～17:15

階	窓口	取扱業務
1階	市民課 ☎354-8152	転入・転出などの手続き、戸籍の届け出、住民票の写し（広域交付分は除く）戸籍の証明書の交付、印鑑登録・証明書の交付、各種税証明書の交付
	福祉総務課 ☎354-8163	児童手当、こども医療費助成の手続き
2階	市民税課 ☎354-8133	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など（四日市市発行のナンバープレートのみ）
3階	保険年金課 ☎354-8159 354-8161	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の手続き
	介護・高齢福祉課 ☎354-8427 354-8190	要介護認定申請の受け付け、介護保険料の相談・収納など
9階	学校教育課 ☎354-8250	市立小・中学校の新入学の手続き

詳しくは、「広報よっかいち2月下旬号」をご覧ください。

四日市市では四日市市役所のみ開設します。

地区市民センター・楠総合支所は開設していませんのでご注意ください。

「よっかいち・はつらつ健康塾！」に参加しませんか

- ❖対象 おおむね65歳以上の市民
- ❖日時 各地区でおおむね年9回(詳細は健康づくり課へお問い合わせください)
- ❖場所 各地区市民センターほか ❖料金 無料
- ❖内容 いつまでも元気でイキイキとした生活がおくれるように、介護予防に関する知識を学ぶ教室です。
- ❖申込み 当日、直接会場へ。当日参加可能です。
- ❖持ち物 筆記用具、タオル、お茶等各自必要なもの
動きやすい服装でお越しください。



《問い合わせ先》 健康づくり課 TEL 354-8291



春は引っ越しシーズン手続きはお早めに



春は就職や進学、転勤などに伴う引っ越しのシーズンです。3月から4月にかけて、引っ越しなどの手続きで市役所や地区市民センターなどの窓口は、大変混雑します。なるべくお早めに、また、時間に余裕をもってお越しいただくようお願いいたします。

住所が変わったら、14日以内に届け出を

住所が変わったら、速やかに住所変更の届け出をしてください。市外からの転入や市内間での転居の届け出期間は、法律で「異動してから14日以内」と定められています。

手続きの際には、運転免許証など写真入りの官公署が発行した本人確認書類が必要です。
お持ちでない場合は、健康保険証・年金手帳・診察券などの書類が複数必要です。

なお、届け出人が本人または同世帯の親族以外の場合は委任状が必要です。
そのほか小・中学校の転校の手続きは、早めに学校とご相談ください。



土・日曜日も利用できます。

市民窓口サービスセンター 10:00～19:00

(近鉄四日市駅高架下、TEL 359-6521、火曜日休み)

取り扱い業務 住所・戸籍関係の届け出や証明、市税の証明など

(転入・転居・国保加入・脱退届など、平日の17:00以降と土・日曜日、祝日には、取り扱いできない業務があります)

電話・水道などは、引っ越し前に手続きを

引っ越しの際には、電話や水道などの手続きも必要です。
できるだけ早めに各々の手続きをしてください。

住居番号に枝番号を付けることができるようになります

住居の表示が近隣と同一表示であることにより郵便物の誤配などの問題が生じて困っている場合は、平成25年4月1日から申し出により住居番号に枝番号を付ける措置を開始しますのでご利用ください。

この申し出により、郵便物の誤配や訪問先が分かりにくいなどの不便が解消されます。

ただし、住民登録上の住所変更の手続きをはじめ、健康保険証、不動産登記、預貯金の名義などの住所変更の手続きをご自身で行っていただく必要があります。また、手続きにかかる諸費用も市で負担することはできませんのでご理解をお願いします。

《問い合わせ先》 市民課 TEL 354-8152

ごみ収集日程表

平成25年4月～9月

「広報よっかいち3月上旬号」と同時に「ごみ収集日程表」をお届けしますのでご確認をお願いします。

